

保険部門

小規模企業共済 (独立行政法人 中小企業基盤整備機構)		小規模企業の個人事業主又は会社等の役員が廃業・退職された場合、その後の生活の安定、あるいは事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。 (この制度は独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営し、当組合は業務委託団体をしています)
中小企業倒産防止共済 (独立行政法人 中小企業基盤整備機構)		取引先企業の倒産による連鎖倒産から個人事業又は会社等を守る共済制度です。 (この制度は独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営し、当組合は業務委託団体をしています)
中小企業退職金共済制度 (独立行政法人 勤労者退職金共済機構)		中小企業の従業員に対する退職金制度です。 (この制度は独立行政法人 勤労者退職金共済機構が運営し、当組合は該当事業主団体である退職金積立組合への取次業務をしています)
Rタイプ (掛配当年満期定期保険 (解約払戻金型))		①小さな保険料負担で大きな死亡保障。 ②死亡退職金、弔慰金の原資を確保。 ③保険期間は5年または10年の更新型で最長80歳まで保障を継続。 ④保険料は一定要件のもと全額損金算入。
Dタイプ (掛配当満期定期保険)		①保険金額が減少するタイプの保険(契約後2年目から契約時の基本保険金額の6%ずつ減少)。 ②保険期間は5年の更新型で、所定の年齢まで保障を継続。 ③更新時に定期保障へ変更可能(要告知)。 ④保険料は一定要件のもと全額損金算入。
Lタイプα (掛配当満期定期保険 (解約払戻金割合指定型))		①最長100歳までの長期保障。 ②保険料は保険期間中一定。 ③解約払戻金があるプランにご加入の場合、経過年数に応じた解約払戻金あり。解約払戻金抑制割合を指定することで、保険料・解約払戻金のバランスを自在に設計。 ④死亡退職金、弔慰金や解約払戻金を生存退職金の原資として確保。
Jタイプ (掛配当重大疾病保険 (解約払戻金型))		①重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により長期療養された場合の借入金返済資金や運転資金、勇退時の生存退職金の原資として確保。 ②Jタイプαで解約払戻金があるプランにご加入の場合、経過年数に応じた解約払戻金あり。解約払戻金抑制割合を指定することで、保険料・解約払戻金のバランスを自在に設計。 ③がんステージ限定型Jタイプはがんの中でもリタイヤに直結するステージⅢⅣ期のがん及び急性心筋梗塞・脳卒中に保障を限定することで低コストに最高2億円までの保障をご準備いただけます。
Tタイプ (掛配当就寝かい保険 (身体障がい者手帳適用) (解約払戻金型))		①1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合、就業障がい保険金をお支払い。 ②不慮の事故で、その事故の日から180日以内にお亡くなりになった場合、災害死亡保険金をお支払い。
Tタイプα (掛配当就寝かい保険 (身体障がい者手帳適用) (解約払戻金割合指定型))		③Tタイプは保険期間が5年または10年の更新型で所定の年齢まで保障を継続。 ④Tタイプαで解約払戻金があるプランにご加入の場合、経過年数に応じた解約払戻金あり。解約払戻金抑制割合を指定することで、保険料・解約払戻金のバランスを自在に設計。
Mタイプ (掛配当総合医療保険 (保険料込中解約払戻金))		①病気やケガによる所定の入院や手術、放射線治療を保障。 ②法人の場合、1日あたり最高4万円の入院給付金をお支払い。
介護リリーフα (掛配当終身介護保険 (保険料込中解約払戻金))		①要介護状態(注1)になった場合に介護保険金をお支払い。 ②公的介護保険制度の要介護1、2に認定または当社所定の「軽度の介護状態」に該当した場合、以後の保険料払込が不要。 <small>注1)公的介護保険制度の要介護3以上に認定または当社所定の「要介護状態」に該当された場合</small>
収入リリーフ (個人契約専用) (掛配当介護収入保障保険 (解約払戻金型))		①お亡くなりになった場合は死亡年金、要介護状態(注2)になった場合は介護年金をお支払い。 ②保険期間満了まで各年金の支払事由に該当しなかった場合、健康祝金(年金年額の10%)をお支払い。 <small>注2)公的介護保険制度の要介護3以上に認定または当社所定の「要介護状態」に該当された場合</small>
個人年金保険		老後資金など将来必要な資金を計画的に準備。
終身保険		終身にわたり保障を確保。
VIP大型総合保障制度 <small>(新幹事・朝日生命)</small>		経営者大型保険 (掛団定期保険) 経営者に万一のことがあったとき、最高2億円の大型保障で企業を守ります。
経営者保険総合プラン		終身保険、養老保険、遺族定期保険など多彩な商品で経営者・社員の生活を守ります。
経営者スーパープラン		ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険を始め、医療保険全般を扱っています。
団体所得補償保険 <small>(掛団定期保険)</small>		団体割引が適用されます。 団体所得補償保険は無事故戻し返戻金があります。
新・団体医療保険 <small>(掛団定期保険)</small>		団体割引が適用されます。介護一時金特約も付帯できます。
介護・がん補償保険 <small>(掛団定期保険)</small>		要介護3以上で年金方式の保険金。1年更新の加入でがん診断保険金など様々な補償があります。
年金制度 <small>(新幹事・第一生命)</small>		規模のメリットを活かし、税理士とその関与先等関係者のために創設された挑出型企業年金保険です。公的年金の補完にも最適です。